京都市告示第１２７号

地方自治法第２６０条の２第１１項の規定に基づき、平成２３年８月１９日付けで認可した栗栖町町内会、平成７年５月３０日付けで認可した中川自治振興協議会、令和元年１０月３日付けで認可した宇ノ山町自治会について変更の届出があったため、同条第１０項の規定により次のとおり告示します。

令和８年５月１２日

京都市長　松井　孝治

変更があった事項及びその内容

１　栗栖町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	箕浦　成克	稲葉　彰久
代表者の住所及び所在地	京都市北区紫竹栗栖町２４番地４	京都市北区紫竹栗栖町３１番地１

２　中川自治振興協議会

	変更前	変更後
代表者の氏名	中田　正信	小松　龍史
代表者の住所	京都市北区中川北山町３３０番地１	京都市北区中川北山町４１番地

３　宇ノ山町自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	谷本　大輔	長井　種之
代表者の住所	京都市西京区大原野上里北ノ町１３０４番地１１	京都市西京区大原野上里北ノ町１３０９番地の２

（文化市民局地域自治推進室）